

# 立川水系河川整備基本方針

平成22年3月

佐 賀 県

# 目 次

第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
(1) 流域及び河川の概要	2
(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	2
第2章 河川整備の基本となるべき事項	4
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項	4
(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項	4
(3) 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項	5
(4) 主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項	5

<参考図>

立川水系流域概要図

## 第1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### (1) 流域及び河川の概要

立川は、佐賀県伊万里市黒川町を流下し伊万里湾に注ぐ、流路延長4.1km、流域面積6.82km<sup>2</sup>の二級河川である。

流域の気候は、温暖多雨であり、年平均気温は約16℃、年平均降雨量は約2,100mmである。梅雨期、台風期の降雨量が多く、特に前線性の降雨による災害が多く発生している。

流域内の関連市町村は伊万里市のみであり、平成20年3月末時点の伊万里市黒川町の人口は約3,300人である。伊万里市全体としても、近年、人口は若干の減少傾向にあるが、伊万里湾総合開発を軸に大規模な臨海工業団地を造成し、造船業やIC関連産業、木材関連産業、水産加工業等の産業を基幹産業とし、伝統産業と先端技術とが融和した特色ある都市づくりを行っている。

流域の地質は、新第三紀中新世の相浦層中～下部が大部分を占める。

流域の上流には玄海国定公園の大平山があり、晴れた日には伊万里湾や壱岐・対馬まで見渡すことができる。

立川流域には、アラカシやクスノキなどの広葉樹とコナラやイヌビワなどの落葉樹が優占して雑木林をつくっており、山が浅いためキツネやタヌキなど哺乳類が生息する。また、立川の水質は、流域が小さいこともあって、河川の類型指定水域には該当していないため、調査していない。なお、立川に面している黒川中学校裏の校門そばには、樹齢400年以上にもなるエノキがあり、「佐賀の名木・古木」に指定されている。

立川沿川には、水田が広がっていることから堰が点在しており、湛水域が占める割合が高い。上流部では低山間を蛇行して流れ、小さな堰の湛水域とわずかな水量の流れが続く。下流の山付き部では河畔林が湛水面に影を落とし、それより下流は

直線的な河道となり農耕地が広がる平野を貫流し、潮止め堰の湛水域が広がっている。下流は感潮区間で、河口付近には親水公園が整備され開放水面が広がり、2箇所樋門より伊万里湾に注ぐ。

立川における洪水被害としては、昭和初期頃までは大雨時に堤防決壊、交通途絶、家屋浸水、水田冠水等が度々発生していた。また、近年においても平成14年9月、平成18年9月と家屋の床上浸水被害が発生している。さらに、下流部右岸側の塩屋地区は、地形がすり鉢状になっており、一部内水による浸水被害も発生している。

立川水系における治水事業については、昭和33年から昭和48年にかけて、河口から780mを河川局部改良事業として改修を行い、昭和58年には白水川合流点より上流310mを災害関連事業として改修し、平成2年から平成4年には、新田橋上流の右岸約200mを局部的に護岸を整備した。

また、河口部には昭和35年に立川第一樋門（3門）、昭和46年に立川樋門（1門）を設置した。

水利用の状況は、河川からの取水や溜池により農業用水として利用されている。

## （2）河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

本水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川整備の現状、水害発生状況、水資源の利用の現況及び流域の文化並びに河川環境の保全に配慮し、かつ、関連地域の社会経済情勢の発展に係る佐賀県総合計画、伊万里市総合計画や下流域の港湾管理者との調整を図りながら、既存の水利施設等の維持を十分に考えた、水源から河口まで一貫した計画のもとに目標を明確にして、段階的な整備を進め、河川の総合的な保全と利用を図る。

### ① 洪水等による災害の発生防止または軽減に関する事項

沿川流域を、洪水から防御するため、計画規模の洪水を安全に流下させるため、計画的に河川整備を行い被害の防止を図るとともに、内水被害にも対処する。さらに計画規模を超過する洪水に対しても、被害を最小限に抑えるよう水防体制の維持・強化を図るとともに、警戒避難体制及び情報連絡体制のソフト対策整備を関係機関や地域住民と連携して推進する。

**② 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項並びに河川環境の整備と保全に関する事項並びに河川の維持管理に関する事項**

河川水の利用に関しては、適正な利水管理及び動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮し、流水の正常な機能を維持するよう努める。

河川環境の整備と保全に関しては、自然環境や河川利用の実態の把握に努め、治水・利水面との調和を図り、潤いのある河川空間の整備を図るとともに、河川の有する自然環境の多様性、連続性を確保し動植物の生息・生育環境を考慮した良好な河川空間を創出する。

河川の維持管理については、災害の発生防止、河川の適正な利用及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する機能を十分に発揮させるよう適切に行うものとする。

また、地域の河川に係わる取り組みを促進・支援するとともに、河川に関する情報を流域住民に幅広く提供すること等により、河川愛護の啓発を行うとともに、河川と流域住民との関わりを強め住民参加による維持管理を推進し、関係機関をはじめ、流域全体で一体となって取り組んでいく。

## 第2章 河川整備の基本となるべき事項

### (1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

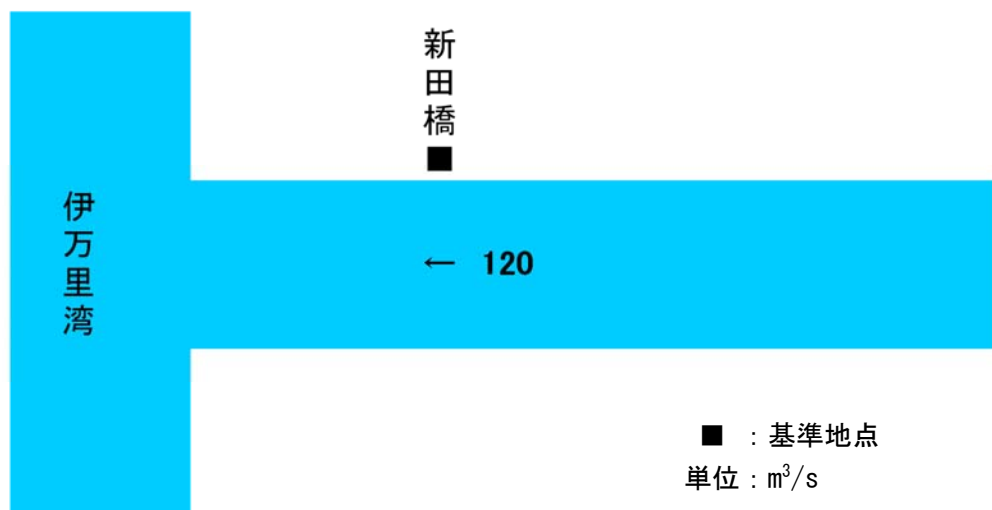
基本高水は、立川流域の社会的・経済的な重要度と洪水被害を踏まえ、概ね 30 年に 1 回程度発生する規模の洪水に対処するために、基準地点の新田橋地点しんでんにおいて  $120\text{m}^3/\text{s}$  とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	洪水調節施設による調節量	河道への配分流量
立川	新田橋	$120\text{m}^3/\text{s}$	—	$120\text{m}^3/\text{s}$

### (2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

計画高水流量は、基準地点の新田橋地点において  $120\text{m}^3/\text{s}$  とする。



立川計画高水流量図

### (3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

本水系の主要な地点における計画高水位および計画横断形に係る概ねの川幅は、次表のとおりとする。

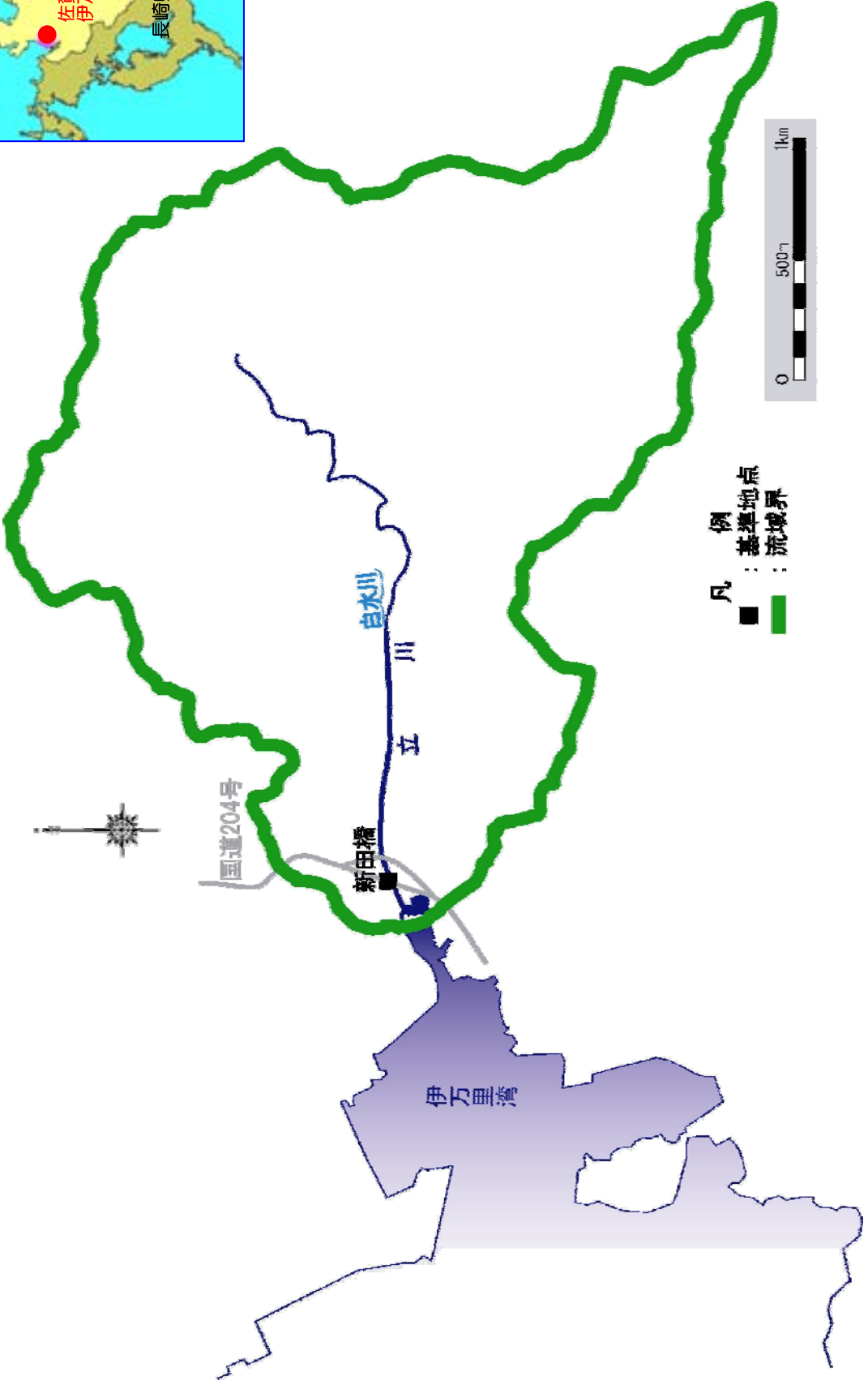
主要な地点における計画高水位

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)	備考
立川	新田橋	0.3	1.50	27	計画川幅

注) T. P. : 東京湾中等潮位

### (4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

立川の流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関しては、動植物の保護、流水の清潔の保持等を考慮のうえ、今後必要に応じて調査・検討を行うものとする。



<参考図> 立川水系流域概要図